



栃木県公報

令和3(2021)年
6月23日(水)
号 外
第 38 号

目 次

条 例

| | |
|---|----|
| ○栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の制定 | 3 |
| ○婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 | 4 |
| ○保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 | 4 |
| ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の制定 | 5 |
| ○栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 | 5 |
| ○栃木県県税条例の一部改正 | 29 |
| ○栃木県県営住宅条例の一部改正 | 30 |

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の制定（栃木県条例第42号）

- 1 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された産業振興促進区域内における県税の課税免除に関し必要な事項を定めることとしました。（第1条関係）
- 2 製造業等を行う者に対する県税の課税免除

産業振興促進区域内において市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、農林水産物等販売業、旅館業又は情報サービス業等の用に供する設備で一定のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等をした者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができることとしました。（第2条関係）

 - (1) 事業税

法人にあっては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業年度の確定申告納付に係る法定納期限の属する年度以降3箇年度以内に確定申告納付に係る法定納期限が到来する最後の事業年度までの各事業年度分、個人にあっては特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以降3箇年の各年分についての所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして計算した額に対する課税
 - (2) 不動産取得税

特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対する課税
 - (3) 固定資産税

特別償却設備である機械及び装置について、当該機械及び装置に対し最初に市町村が固定資産税を課することとなった年度以降3箇年度以内において県が行う課税
- 3 畜産業又は水産業を行う個人に対する事業税の課税免除

産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人で一定のものに対して課する事業税について、課税免除をした最初の年度以降5箇年度に限り、当該事業税の課税を免除することができることとしました。（第3条関係）
- 4 申請

2及び3の県税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請しなければならないこととしました。（第4条関係）
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行し、令和3(2021)年4月1日から適用することとしました。
 - (2) 旧栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の失効に伴う所要の措置を規定することとしました。
 - (3) この条例は、令和13(2031)年3月31日限り、その効力を失うこととしました。

◇婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定（栃木県条例第43号）

- 1 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設が行う書面の作成等に関し電磁的記録により行うことができることとするため、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

の全部を改正することとしました。

2 この条例は、令和3(2021)年7月1日から施行することとしました。

◇保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第44号)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

1 救護施設等は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第3条及び第6条関係)

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずること。
- (2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。
- (3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

2 救護施設等は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第4条及び第6条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年8月1日から施行することとしました。

◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第45号)

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、信号機に関する基準を改めるため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第46号)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県手数料条例関係

- (1) 医薬品等の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料等を新設することとしました。
- (2) 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1関係)

2 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例関係

- (1) 地域連携薬局の認定申請の受理等に係る事務等を新たに宇都宮市が処理することとしました。
- (2) 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第2関係)

3 施行期日

この条例は、一部を除き、令和3(2021)年8月1日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正(栃木県条例第47号)

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 特定卸供給事業に対して法人事業税を課することとしました。(第54条及び第56条関係)

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県県営住宅条例の一部改正(栃木県条例第48号)

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域内の県営住宅(改良住宅を除く。)に係る入居者資格の特例を規定することとしました。(附則第6項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例
- 二 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 三 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例
- 五 栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改

正する条例

- 六 栃木県県税条例の一部を改正する条例
 - 七 栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例
- 令和三年六月二十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十二号

栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「法」という。）第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内における県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(製造業等を行う者に対する県税の課税免除)

第二条 知事は、産業振興促進区域内において過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号。以下この条において「省令」という。）第一条第一号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の同号イに規定する取得等（以下「取得等」という。）をした者に対し、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める課税を免除することができる。

一 事業税 法人にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業年度の確定申告納付に係る法定納期限の属する年度以降三箇年度以内に確定申告納付に係る法定納期限が到来する最後の事業年度までの各事業年度分、個人にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以降三箇年の各年分についての所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、省令第二条に定めるところにより計算した額に対する課税

一 不動産取得税 特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（法第二条第二項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対する課税

二 固定資産税 特別償却設備である機械及び装置（公示日以後において取得したものに限り。）について、当該機械及び装置に対し最初に市町村が固定資産税を課することとなつた年度以降三箇年度以内において県が行う課税

(畜産業又は水産業を行う個人に対する事業税の課税免除)

第三条 知事は、産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つた日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分之一を超え、かつ、二分の一以下であるものに対し、これらの事業に係る事業税の課税を免除することができる。

2 前項の規定による課税免除は、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税について、課税免除をした最初の年度以降五箇年度に限り行うものとする。

(課税免除の申請)

第四条 前二条の規定による県税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。

(不動産取得税に係る課税免除の特例)

2 旧栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年栃木県条例第三十三号。以下「旧条例」という。）第一条に規定する過疎地域であつた区域（以下「旧過疎地域」という。）のうち産業振興促進区域内において、特別償却設備（製造業、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供するものに限る。）の取得等をした者に対する第二条第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「法第二条第二項」とあるのは、「旧過疎地域自立

促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第二項」とする。
(旧過疎地域内における設備の新設等に係る県税の課税免除)

3 知事は、旧過疎地域内において、旧条例第二条に規定する設備を令和三年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に対し、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税(同条各号に定めるものに限る。)を免除することができる。

4 前項の規定による県税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。

(この条例の失効)

5 この条例は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(税務課)

栃木県条例第四十三号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年栃木県条例第四十九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十五条第一項の規定に基づき、売春防止法(昭和三十二年法律第一百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第二条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、次条及び第四条に定めるものを除くほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第四十九号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。

(人権への配慮等)

第三条 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(秘密保持等)

第四条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

(人権・青少年男女参画課)

栃木県条例第四十四号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第三十九条第一項及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第一項の規定に基づき、保護施設及び事業授産施設(同法第二条第二項第七号に規定する授産施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(救護施設等の設備及び運営に関する基準)

第三条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設(以下「救護施設等」という。)の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十八号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。

(非常災害対策)

第四条 救護施設等は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 救護施設等は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに利用者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、利用者等に周知しなければならない。

3 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 救護施設等は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 救護施設等は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(医療保護施設の設備及び運営に関する基準)

第五条 医療保護施設は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）その他医療に関する法令に規定する設備及び運営に関する基準に従って、適切な運営を行わなければならない。

(事業授産施設の設備及び運営に関する基準)

第六条 事業授産施設の設備及び運営に関する基準は、第三条及び第四条に定める基準（授産施設に係るもの（被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合に係るものを除く。）に限る。）の例による。

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県条例第四十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年栃木県条例第五十八号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三十六条第二項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(信号機等に関する基準)

第三条 移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成十八年国家公安委員会規則第二十八号）（同規則の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

(公安委員会規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(警察本部交通規制課)

栃木県条例第四十六号

栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木県手数料条例の一部改正)

第一条 栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一（第二条、第三条、第五条関係）

別表第一（第二条、第三条、第五条関係）

| 事務 | 金額 |
|--|--|
| 一〇百八十一略 | |
| 百八十一の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号。以下この項、百八十五の二の項、百八十五の三の項、百九十三の十八の項及び百九十三の十九の項において「法」という。）附則第十二条第九項の規定により行うことができることとされる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第一号）第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第三号の規定に基づく法律第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第二項の登録の申請に対する審査 | 1 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請に係る審査 三万七千七百円 2 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請に係る審査 二万六千七百円 3 化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請に係る審査 二万六千七百円 |

| 事務 | 金額 |
|---------|----|
| 一〇百八十一略 | |

百八十二〜百八十五 略

百八十五の二 法附
則第十二条第十一
項の規定により行
うことができるこ
ととされる医薬
品、医療機器等の
品質、有効性及び
安全性の確保等に
関する法律等の一
部を改正する法律
の一部の施行に伴
う関係政令の整備
等に関する政令第
一条の規定による
改正後の医薬品、
医療機器等の品
質、有効性及び安
全性の確保等に関
する法律施行令第
八十条第二項第七
号の規定に基づく
法第二条の規定に
よる改正後の医薬
品、医療機器等の
品質、有効性及び
安全性の確保等に
関する法律第十四
条の二第二項の適
合性調査

- 1 医薬品に係る製
造工程の区分ごと
の適合性調査 次
に掲げる場合の区
分に応じ、それぞ
れ次に定める金額
イ 無菌医薬品の
無菌原薬の製造
を行う場合（又
及びルに掲げる
場合を除く。） 十五万三千二
百円、三千五百
円に申請する品
目の数を乗じて
得た額及び一万
円に申請する製
造販売業者の数
を乗じて得た額
の合計額
- ロ 最終滅菌法に
より、無菌医薬
品の無菌製剤の
製造を行う場合
（又及びルに掲
げる場合を除
く。） 十五万
三千二百円、三
千五百円に申請
する品目の数を
乗じて得た額及
び一万円に申請
する製造販売業
者の数を乗じて
得た額の合計額
- ハ 無菌操作法に
より、無菌医薬
品の無菌製剤の
製造を行う場合
（又及びルに掲
げる場合を除
く。） 十五万
三千二百円、三
千五百円に申請
する品目の数を
乗じて得た額及
び一万円に申請
する製造販売業
者の数を乗じて
得た額の合計額
- ニ 無菌医薬品以
外の医薬品の原

百八十二〜百八十五 略

薬（ホに掲げる
医薬品を除
く。）の製造を
行う場合（又及
びルに掲げる場
合を除く。）

十万千四百円、
二千円に申請す
る品目の数を乗
じて得た額及び
一万円に申請す
る製造販売業者
の数を乗じて得
た額の合計額

ホ 無菌医薬品以
外の医薬品の原
薬（生薬を原料
とする医薬品に
限る。）の製造
を行う場合（又
及びルに掲げる
場合を除く。）

十万千四百
円、二千円に申
請する品目の数
を乗じて得た額
及び一万円に申
請する製造販売
業者の数を乗じ
て得た額の合計
額

ハ 無菌医薬品以
外の医薬品の生
薬製剤の製造を
行う場合（又及
びルに掲げる場
合を除く。）

十万千四百円、
二千円に申請す
る品目の数を乗
じて得た額及び
一万円に申請す
る製造販売業者
の数を乗じて得
た額の合計額

ト 無菌医薬品以
外の医薬品の固
形製剤の製造を
行う場合（又及
びルに掲げる場
合を除く。）

十万千四百円、
二千円に申請す
る品目の数を乗

して得た額及び
 一万円に申請す
 る製造販売業者
 の数を乗じて得
 た額の合計額
 ち 無菌医薬品以
 外の医薬品の半
 固形剤の製造
 を行う場合（又
 及びルに掲げる
 場合を除く。）
 十万千四百
 円、二千円に申
 請する品目の数
 を乗じて得た額
 及び一万円に申
 請する製造販売
 業者の数を乗じ
 て得た額の合計
 額
 り 無菌医薬品以
 外の医薬品の液
 剤の製造を行う
 場合（又及びル
 に掲げる場合を
 除く。） 十万
 千四百円、二千
 円に申請する品
 目の数を乗じて
 得た額及び一万
 円に申請する製
 造販売業者の数
 を乗じて得た額
 の合計額
 又 医薬品の製造
 工程のうち包装
 等のみを行う場
 合（ルに掲げる
 場合を除く。）
 五万三百円、
 六百円に申請す
 る品目の数を乗
 じて得た額及び
 一万円に申請す
 る製造販売業者
 の数を乗じて得
 た額の合計額
 ル 医薬品の製造
 工程のうち保管
 のみを行う場合
 （医薬品、医療
 機器等の品質、
 有効性及び安全
 性の確保等に関

する法律第十三
条の二の二第一
項の規定により
登録を受けた製
造所(以下「登
録製造所」とい
う。)が行う場
合に限る。)

五万三百円、六
百円に申請する
品目の数を乗じ
て得た額及び一
万円に申請する
製造販売業者の
数を乗じて得た
額の合計額

2 医薬部外品に係
る製造工程の区分
ごとの適合性調査
次に掲げる場合
の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める
金額

イ 無菌医薬部外
品の無菌原薬の
製造を行う場合
(ス及びルに掲
げる場合を除
く。) 十五万
三千二百円、三
千五百円に申請
する品目の数を
乗じて得た額及
び一万円に申請
する製造販売業
者の数を乗じて
得た額の合計額

ロ 最終滅菌法に
より、無菌医薬
部外品の無菌製
剤の製造を行う
場合(ス及びル
に掲げる場合を
除く。) 十五
万三千二百円、
三千五百円に申
請する品目の数
を乗じて得た額
及び一万円に申
請する製造販売
業者の数を乗じ
て得た額の合計
額

ハ 無菌操作法に

より、無菌医薬部外品の無菌製剤の製造を行う場合（又及びルに掲げる場合を除く。） 十五万三千二百円、三千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額及び一万円に申請する製造販売業者の数を乗じて得た額の合計額

ニ 無菌医薬部外品以外の医薬部外品の原薬（ホに掲げる医薬部外品を除く。）の製造を行う場合（又及びルに掲げる場合を除く。） 十万千四百円、二千円に申請する品目の数を乗じて得た額及び一万円に申請する製造販売業者の数を乗じて得た額の合計額

ホ 無菌医薬部外品以外の医薬部外品の原薬（生薬を原料とする医薬部外品に限る。）の製造を行う場合（又及びルに掲げる場合を除く。） 十万千四百円、二千円に申請する品目の数を乗じて得た額及び一万円に申請する製造販売業者の数を乗じて得た額の合計額

ク 無菌医薬部外品以外の医薬部外品の生薬製剤の製造を行う場合（又及びルに

掲げる場合を除く。) 十万千
 四百円、二千円
 に申請する品目
 の数を乗じて得
 た額及び一万円
 に申請する製造
 販売業者の数を
 乗じて得た額の
 合計額

ト 無菌医薬部外
 品以外の医薬部
 外品の固形製剤
 の製造を行う場
 合(又及びルに
 掲げる場合を除
 く。) 十万千
 四百円、二千円
 に申請する品目
 の数を乗じて得
 た額及び一万円
 に申請する製造
 販売業者の数を
 乗じて得た額の
 合計額

チ 無菌医薬部外
 品以外の医薬部
 外品の半固形製
 剤の製造を行う
 場合(又及びル
 に掲げる場合を
 除く。) 十万
 千四百円、二千
 円に申請する品
 目の数を乗じて
 得た額及び一万
 円に申請する製
 造販売業者の数
 を乗じて得た額
 の合計額

リ 無菌医薬部外
 品以外の医薬部
 外品の液剤の製
 造を行う場合
 (又及びルに掲
 げる場合を除
 く。) 十万千
 四百円、二千円
 に申請する品目
 の数を乗じて得
 た額及び一万円
 に申請する製造
 販売業者の数を
 乗じて得た額の

| | | | |
|---|---|--|------------|
| <p>百八十五の三 法附 則第十二条第十一 項の規定により行 うことができるこ ととされる医薬 品、医療機器等の 品質、有効性及び 安全性の確保等に 関する法律等の一 部を改正する法律 の一部の施行に伴 う関係政令の整備 等に関する政令第 一条の規定による 改正後の医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び安 全性の確保等に関 する法律施行令第 八十条第二項第七 号の規定に基づく 法第二条の規定に よる改正後の医薬 品、医療機器等の</p> | <p>11 医薬品の適合性 確認の申請に係る 審査次に掲げる 場合の区分に応 じ、それぞれ次に 定める金額 イ 無菌医薬品の 製造を行う場合 (ハ及びニに掲 げる場合を除 く。) 七万五 千七百円 ロ イに規定する 医薬品以外の医 薬品の製造を行 う場合(ハ及び ニに掲げる場 合を除く。) 四 万九千八百円 ハ 医薬品の製造 工程のうち包装 等のみを行う場 合(ニに掲げる 場合を除く。)</p> | <p>合計額 又 医薬部外品の 製造工程のうち 包装等のみを行 う場合(ルに掲 げる場合を除 く。) 五万三 百円、六百円に 申請する品目の 数を乗じて得た 額及び一万円に 申請する製造販 売業者の数を乗 じて得た額の合 計額 ル 医薬部外品の 製造工程のうち 保管のみを行う 場合(登録製造 所が行う場合に 限る。) 五万 三百円、六百円 に申請する品目 の数を乗じて得 た額及び一万円 に申請する製造 販売業者の数を 乗じて得た額の 合計額</p> | <p>合計額</p> |
|---|---|--|------------|

品質、有効性及び
安全性の確保等に
関する法律第十四
条の七の二第三項
の適合性確認の申
請に対する審査

- 二 医薬品の製造
工程のうち保管
のみを行う場合
(登録製造所が
行う場合に限
る。) 二万四
千五百円
- 2) 医薬部外品の適
合性確認の申請に
係る審査次に掲
げる場合の区分に
応じ、それぞれ次
に定める金額
- イ 無菌医薬部外
品の製造を行う
場合(一及び二
に掲げる場合を
除く。) 七万
五千七百円
- ロ イに規定する
医薬部外品以外
の医薬部外品の
製造を行う場合
(一及び二に掲
げる場合を除
く。) 四万九
千八百円
- ハ 医薬部外品の
製造工程のうち
包装等のみを行
う場合(二に掲
げる場合を除
く。) 二万四
千五百円
- ニ 医薬部外品の
製造工程のうち
保管のみを行う
場合(登録製造
所が行う場合に
限る。) 二万
四千五百円

百八十五の四〜百八十五の九 略

百八十六〜百九十三の十七 略

百九十三の十八 法 略

百八十五の二〜百八十五の七 略

百八十六〜百九十三の十七 略

百九十三の十八 医 略

薬品、医療機器等
の品質、有効性及
び安全性の確保等
に関する法律等の
一部を改正する法

| | | |
|---|--|--------------------------------|
| <p>附則 第十二条第七項の 規定により行うこ とができることと される法 第二条 の規定による改正 後の医薬品、医療 機器等の品質、有 効性及び安全性の 確保等に関する法 律第六条の二第一 項の認定の申請に 対する審査</p> | <p>百九十三の十九 法</p> <p>附則第十二条第 七項の規定により 行うことができる こととされる法 第二条の規定によ る改正後の医薬 品、医療機器等の 品質、有効性及び 安全性の確保等に 関する法律第六条 の二第一項の認定 の申請に対する審 査</p> | <p>百九十四～五百十七 略</p> <p>備考 略</p> |
| <p>略</p> | <p>略</p> | <p>略</p> |
| <p>律(令和元年法律 第六十三号)附則 第十二条第七項の 規定により行うこ とができることと される同法第二条 の規定による改正 後の医薬品、医療 機器等の品質、有 効性及び安全性の 確保等に関する法 律第六条の二第一 項の認定の申請に 対する審査</p> | <p>百九十三の十九 医 薬品、医療機器等 の品質、有効性及 び安全性の確保等 に関する法律等の 一部を改正する法 律附則第十二条第 七項の規定により 行うことができる こととされる同法 第二条の規定によ る改正後の医薬 品、医療機器等の 品質、有効性及び 安全性の確保等に 関する法律第六条 の二第一項の認定 の申請に対する審 査</p> | <p>百九十四～五百十七 略</p> <p>備考 略</p> |
| <p>略</p> | <p>略</p> | <p>略</p> |

第二条 栃木県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す
る。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------------------------------|------|---------------------|----|
| 別表第一(第二条、第三条、第五条関係) | | 別表第一(第二条、第三条、第五条関係) | |
| 事務 | 金額 | 事務 | 金額 |
| 一～百七十六 略 | | 一～百七十六 略 | |
| 百七十六の二 医薬 品、医療機器等の 品質、有効性及び | 一万千円 | | |

| | | | |
|--|-------------|--|----------|
| <p>安全性の確保等に 関する法律第六条 の二第一項の規定 に基づく地域連携 薬局に係る認定の 申請に対する審査</p> | | | |
| <p>百七十六の三 医薬 品、医療機器等の 品質、有効性及び 安全性の確保等に 関する法律第六条 の二第四項の規定 に基づく地域連携 薬局に係る認定の 更新の申請に対す る審査</p> | <p>一万千円</p> | | |
| <p>百七十六の四 医薬 品、医療機器等の 品質、有効性及び 安全性の確保等に 関する法律第六条 の二第二項の規定 に基づく専門医療 機関連携薬局に係 る認定の申請に対 する審査</p> | <p>一万千円</p> | | |
| <p>百七十六の五 医薬 品、医療機器等の 品質、有効性及び 安全性の確保等に 関する法律第六条 の二第五項の規定 に基づく専門医療 機関連携薬局に係 る認定の更新の申 請に対する審査</p> | <p>一万千円</p> | | |
| <p>百七十七 略</p> | | <p>百七十七 略</p> | |
| <p>百七十八 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び安 全性の確保等に関 する法律施行令第 八十条第二項第一 号及び第二項第一 号の規定に基づく 医薬品、医療機器 等の品質、有効性 及び安全性の確保 等に関する法律第</p> | <p>略</p> | <p>百七十八 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び安 全性の確保等に関 する法律施行令第 八十条第二項第一 号及び第二項第一 号の規定に基づく 医薬品、医療機器 等の品質、有効性 及び安全性の確保 等に関する法律第</p> | <p>略</p> |

| | | | |
|--|----------|--|----------|
| <p>十二条第四項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p> | | <p>十二条第二項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p> | |
| <p>百七十九 略</p> | | <p>百七十九 略</p> | |
| <p>百八十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第一項第二号及び第二項第三号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第四項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p> | <p>略</p> | <p>百八十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第一項第二号及び第二項第三号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第三項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p> | <p>略</p> |
| <p>百八十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第三号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第八項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p> | <p>略</p> | <p>百八十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第三号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第六項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p> | <p>略</p> |
| <p>百八十一の二</p> | <p>略</p> | <p>百八十一の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第</p> | <p>略</p> |

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第三号の規定に基づく

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査

百八十一の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第三号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保

1 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に係る審査 二万七千七百円

2 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の更新の申

六十三号。以下この項、百八十五の二の項、百八十五の三の項、百九十三の十八の項及び百九十三の十九の項において「法」という。）附則第十二条第九項の規定により行うことができることとされる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第一号）第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第三号の規定に基づく法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第一項

の登録の申請に対する審査

| | |
|--|---|
| <p>保等に関する法律第十三条の二の二第四項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査</p> | <p>3 化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に係る審査 二万七千七百円</p> |
| <p>百八十二 略</p> | <p>百八十二 略</p> |
| <p>百八十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第一項第一号及び第二項第五号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第十五項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査</p> | <p>略</p> |
| <p>百八十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)又は第八十条第一項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査(次項に掲げるものを除く。)</p> | <p>1 医薬品又は輸出用の医薬品に係る適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 無菌医薬品の製造を行う場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。) 七万五千七百円 ロ イに規定する医薬品以外の医薬品の製造を行う場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。) 四万九千八百円 ハ 医薬品の製造工程のうち包装</p> |
| <p>保等に関する法律第十三条の二の二第四項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査</p> | <p>3 化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に係る審査 二万七千七百円</p> |
| <p>百八十二 略</p> | <p>百八十二 略</p> |
| <p>百八十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第一項第一号及び第二項第五号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第十三項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査</p> | <p>略</p> |
| <p>百八十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項(同条第十三項において準用する場合を含む。)又は第八十条第一項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査(次項に掲げるものを除く。)</p> | <p>1 医薬品又は輸出用の医薬品に係る適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 無菌医薬品の製造を行う場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。) 七万五千七百円 ロ イに規定する医薬品以外の医薬品の製造を行う場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。) 四万九千八百円 ハ 医薬品の製造工程のうち包装</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>百八十五 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び安 全性の確保等に関</p> | <p>1 医薬品又は輸出 用の医薬品に係る 定期の適合性調査 次に掲げる場合</p> | <p>ホ 略</p> <p>二 医薬品又は輸出用の医薬品に係る適合性調査次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 無菌医薬部外品の製造を行う場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） 七万五千七百円</p> <p>ロ イに規定する医薬部外品以外の医薬部外品の製造を行う場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） 四万九千八百円</p> <p>ハ 医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行う場合（二に掲げる場合を除く。） 二万四千五百円</p> <p>ニ 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う場合（登録製造所が行う場合に限る。） 二万四千五百円</p> <p>ホ 略</p> |
| <p>百八十五 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び安 全性の確保等に関</p> | <p>1 医薬品又は輸出 用の医薬品に係る 定期の適合性調査 次に掲げる場合</p> | <p>二 略</p> <p>2 医薬部外品又は輸出用の医薬部外品に係る適合性調査次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 無菌医薬部外品の製造を行う場合（ハ及び二に掲げる場合を除く。） 七万五千七百円</p> <p>ロ イに規定する医薬部外品以外の医薬部外品の製造を行う場合（ハ及び二に掲げる場合を除く。） 四万九千八百円</p> <p>ハ 医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行う場合 二万四千五百円</p> <p>ニ 略</p> |

する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項又は第八十条第一項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査（これらの項に規定する期間を経過することを受けるものに限る。）

の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 無菌医薬品の製造を行う場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） 十六万三千二百円と三千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額

ロ イに規定する医薬品以外の医薬品の製造を行う場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） 十一万四千四百円と二千円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額

ハ 医薬品の製造工程のうち包装等のみを行う場合（二に掲げる場合を除く。） 六万三百円と六百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額

ニ 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う場合（登録製造所が行う場合に限る。） 六万三百円と六百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額

2 ホ 略
2 医薬部外品又は輸出用の医薬部外品に係る定期の適合性調査次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 無菌医薬部外品の製造を行う

する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項又は第八十条第一項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査（これらの項に規定する期間を経過することを受けるものに限る。）

の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 無菌医薬品の製造を行う場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） 十六万三千二百円と三千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額

ロ イに規定する医薬品以外の医薬品の製造を行う場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） 十一万四千四百円と二千円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額

ハ 医薬品の製造工程のうち包装等のみを行う場合 六万三百円と六百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額

2 ニ 略
2 医薬部外品又は輸出用の医薬部外品に係る定期の適合性調査次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 無菌医薬部外品の製造を行う

| | | |
|---|----------|--|
| <p>百八十五の二</p> | <p>略</p> | <p>場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） 十六万三千二百円と三千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額 ロ イに規定する医薬部外品以外の医薬部外品の製造を行う場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） 十一万四千四百円と二千円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額 ハ 医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行う場合（二に掲げる場合を除く。） 六万三百円と六百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額 二 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う場合（登録製造所が行う場合に限る。） 六万三百円と六百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額 ホ 略</p> |
| <p>百八十五の二 法附則第十二条第十一項の規定により行うことができることとされる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備</p> | <p>略</p> | <p>場合（ハ及び二に掲げる場合を除く。） 十六万三千二百円と三千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額 ロ イに規定する医薬部外品以外の医薬部外品の製造を行う場合（ハ及び二に掲げる場合を除く。） 十一万四千四百円と二千円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額 ハ 医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行う場合 二 略</p> |

| | | |
|--|---|----------|
| <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の二第二項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査</p> | <p>百八十五の三</p> | <p>略</p> |
| <p>等に関する政令第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の二第二項の</p> <p>適合性調査</p> | <p>百八十五の三 法附則第十二条第十一項の規定により行うことができることとされる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の七の二第三項の</p> <p>適合性確認の申請に対する審査</p> | <p>略</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 百八十五の四 略 | 略 | 百八十五の四 略 | 略 |
| <p>百八十五の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第三項第一号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の第二項の四項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p> | 略 | <p>百八十五の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第三項第一号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の第二項の二項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p> | 略 |
| 百八十五の六～百八十五の八 略 | 略 | 百八十五の六～百八十五の八 略 | 略 |
| <p>百八十五の九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第四項第一号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の第二項の第四項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p> | 略 | <p>百八十五の九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第四項第一号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の第二項の二項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p> | 略 |
| 百八十六～百九十二 略 | 略 | 百八十六～百九十二 略 | 略 |
| <p>百九十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第六項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査</p> | 略 | <p>百九十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第四項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査</p> | 略 |

| | |
|--|---|
| する審査 | |
| 百九十三の二・百九十三の三 略 | |
| 百九十三の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第三項第四号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の二第四項の規定による医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査 | 略 |
| 百九十三の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第三項第四号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の二第七項の規定による医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 | 略 |
| 百九十三の五の二 略 | |
| 百九十三の五の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第六項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 | 略 |

| | |
|--|---|
| する審査 | |
| 百九十三の二・百九十三の三 略 | |
| 百九十三の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第三項第四号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の二第三項の規定による医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査 | 略 |
| 百九十三の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第三項第四号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の二第五項の規定による医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 | 略 |
| 百九十三の五の二 略 | |
| 百九十三の五の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第四項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 | 略 |

| | |
|--|-------|
| 百九十三の六〜百九十三の十一 略 | |
| 百九十三の十一の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の三第一項の規定に基づき薬局開設の許可証の書換え | 略 |
| 百九十三の十一の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の四第一項の規定に基づき薬局開設の許可証の再交付 | 略 |
| 百九十三の十一の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の八第一項の規定に基づき地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え | 二千円 |
| 百九十三の十一の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の九第一項の規定に基づき地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付 | 二千九百円 |
| 百九十三の十一の六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第十六条の四第一項の規定に基づき医薬品、医 | 二千円 |
| 百九十三の六〜百九十三の十一 略 | |
| 百九十三の十一の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一条の五第一項の規定に基づき薬局開設の許可証の書換え | 略 |
| 百九十三の十一の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一条の六第一項の規定に基づき薬局開設の許可証の再交付 | 略 |

| | | | | | |
|--|---|--|--------------|--|--|
| <p>薬部外品又は化粧品 の製造工程のうち 保管のみを行う 製造所に係る登録 証の書換え</p> | | <p>百九十三の十一の七 医薬品、医療機 器等の品質、有効 性及び安全性の確 保等に関する法律 施行令第十六条の 五第一項の規定に 基づく医薬品、医 薬部外品又は化粧 品の製造工程のうち 保管のみを行う 製造所に係る登録 証の再交付</p> | <p>二千九百円</p> | | |
| <p>百九十三の十一の八 医薬品、医療機 器等の品質、有効 性及び安全性の確 保等に関する法律 施行令第二十六条 の四第一項の規定 に基づく基準確認 証の書換え</p> | <p>二千円</p> | <p>百九十三の十一の九 医薬品、医療機 器等の品質、有効 性及び安全性の確 保等に関する法律 施行令第二十六条 の五第一項の規定 に基づく基準確認 証の再交付</p> | <p>二千九百円</p> | | |
| <p>百九十三の十二〜百九十三の十七 略</p> | <p>百九十三の十八 法 附則第十二条第七 項の規定により行 うことができるこ ととされる法第二 条の規定による改 正後の医薬品、医 療機器等の品質、 有効性及び安全性 の確保等に関する 法律第六条の二第 一項の認定の申請</p> | <p>一万千円</p> | | | |

| | | |
|-------------|---|------|
| | に対する審査 百九十三の十九 法 附則第十二条第七 項の規定により行 うことができるこ ととされる法第二 条の規定による改 正後の医薬品 医 療機器等の品質、 有効性及び安全性 の確保等に関する 法律第六条の三第 一項の認定の申請 に対する審査 | 一万千円 |
| 百九十四〜五百十七 略 | 百九十四〜五百十七 略 | |
| 備考 略 | 備考 略 | |

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>別表第二(第二条関係)</p> <p>一〜二十九 略</p> <p>三十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「政令」という。)、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「省令」という。)</u>及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) <u>法第六条の二第一項の規定による認定の申請の受理等及び当該認定に係る認定証の交付</u></p> <p>(二) <u>法第六条の二第四項の規定による認定の更新の申請の受理等及び当該認定に係る認定証の交付</u></p> <p>(三) <u>法第六条の三第一項の規定による認定の申請の受理等及び当該認定に係る認定証の交付</u></p> <p>(四) <u>法第六条の三第五項の規定による認定</u></p> | <p>別表第二(第二条関係)</p> <p>一〜二十九 略</p> <p>三十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「政令」という。)</p> <p>及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> |

| | |
|--|--|
| <p>の更新の申請の受理等及び当該認定に係る認定証の交付</p> <p>(五) (八) 略</p> <p>(九) 法第三十五条第四項ただし書の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(十) (十五) 略</p> <p>(十六) 政令第二条の八第一項の規定による認定証の交付の申請の受理等及び当該認定証の交付</p> <p>(十七) 政令第二条の九第一項の規定による認定証の交付の申請の受理等及び当該認定証の交付</p> <p>(十八) 政令第二条の九第三項の規定による認定証の返納の受理等</p> <p>(十九) 政令第二条の十の規定による認定証の返納の受理等</p> <p>(二十) (二十三) 略</p> <p>(二十四) 省令第十六条の三第一項の規定による届出の受理等</p> <p>(二十五) 略</p> <p>三十の二・三十一 略</p> | <p>(一) (四) 略</p> <p>(五) 法第三十五条第三項ただし書の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(六) 法第三十八条第一項において準用する法第十条の規定による届出の受理等</p> <p>(七) (十二) 略</p> <p>(十三) (十六) 略</p> <p>(十七) 略</p> <p>三十の二・三十一 略</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(文書字事課)

栃木県条例第四十七号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第五十四条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号(定義)に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして法施行規則第三条の十四第一項に規定するものを含む。第五十六</p> | <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第五十四条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号(定義)に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして法施行規則第三条の十四第一項に規定するものを含む。第五十六</p> |

条第二項及び第三項において「小売電気事業等」という。) 同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業(これに準ずるものとして法施行規則第三条の十四第二項に規定するものを含む。第五十六条第二項及び第三項において「発電事業等」という。)及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業(第五十六条第二項及び第三項において「特定卸供給事業」という。) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ・ロ 略

2 3 4 略

(法人の事業税の税率)

第五十六条 略

2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一・二 略

4 略

(免税軽油の引取りの特例)

第二百二条の二十五 法第四百四十四条の二十一第七項ただし書(軽油引取税に係る免税の手續)の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名しなければ

条第二項及び第三項において「小売電気事業等」という。) 及び同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業(これに準ずるものとして法施行規則第三条の十四第二項に規定するものを含む。第五十六条第二項及び第三項において「発電事業等」という。)

次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ・ロ 略

2 3 4 略

(法人の事業税の税率)

第五十六条 略

2 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一・二 略

4 略

(免税軽油の引取りの特例)

第二百二条の二十五 法第四百四十四条の二十一第七項ただし書(軽油引取税に係る免税の手續)の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名し、及び押印しなければ

附 則

- この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二百二条の二十五の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第五十四条第一項第三号並びに第五十六条第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(税務課)

栃木県条例第四十八号

栃木県営住宅条例の一部を改正する条例

栃木県営住宅条例(平成九年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|----------------|----------------|
| 1 附 則 1 5 略 | 1 附 則 1 5 略 |

(過疎地域等における入居者資格の特例)
 6 当分の間、過疎地域の持続的発展の支援に
 関する特別措置法（令和三年法律第十九号）
 第二条第一項に規定する過疎地域その他の規
 則で定める地域内の県営住宅（改良住宅を除
 く。）に係る新条例第四条の規定の適用につ
 いては、当該県営住宅に入居しようとする者
 が、現に同居し、又は同居しようとする親族
 がない場合においても、同条第一項第一号の
 条件を具備する者とみなす。

(過疎地域等における入居者資格の特例)
 6 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法
 （平成十二年法律第十五号）
 第二条第一項に規定する過疎地域その他の規
 則で定める地域内の県営住宅（改良住宅を除
 く。）に係る新条例第四条の規定の適用につ
 いては、当該県営住宅に入居しようとする者
 が、現に同居し、又は同居しようとする親族
 がない場合においても、同条第一項第一号の
 条件を具備する者とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(住宅課)